

令和8年4月 から、障害のある方の世帯も利用可能に！

ふれあい収集



ごみを玄関前に出すだけ。

週1回、回収します。

(大型ごみは除きます。)

対象

世帯の全員が次のすべてを満たすこと

- ✓ 広島市内に在住
- ✓ 以下のいずれかを満たす方
 - ・ 要介護1～5
 - ・ 身体障害者手帳1級～3級
 - ・ 精神障害者保健福祉手帳1級、2級
 - ・ 療育手帳(A)、A、(B)
- ✓ ごみ出しについて他者から協力を得られない

親族や
支援者の
代理申請
もOK

- 市では高齢や障害のある方に対するごみ出し支援として「ふれあい収集」を実施しています。
- 対象となる世帯のご自宅を収集員が訪問し、大型ごみを除く家庭ごみの収集を行います。
- 希望される方に対しては、ごみが出されていない場合に、必要に応じて声かけを行ったり、あらかじめ届出いただいた緊急連絡先への電話連絡を行ったりします。



申込方法

申込書に必要事項を記入いただき、お住まいの地区の環境事業所に持参または郵送にて提出してください。

なお、ご親族や介護関係者、民生委員・児童委員などからの代理申込みも可能です。

※表面に記載の対象を満たすことが分かるものを添付してください。

(「介護保険被保険者証」「身体障害者手帳」「精神障害者保健福祉手帳」又は「療育手帳」の写し)

※広島市内の各環境事業所や各区役所(地域支えあい課、福祉課)でお配りするほか、広島市ホームページからもダウンロードできます。

注意事項

- 共同住宅にお住まいの方は管理人または管理組合へ、戸建て住宅にお住まいの方はごみステーションの管理者や近隣の方へ、「ふれあい収集」の申込みをした旨を伝えてください。
- ごみは可能な範囲で適正に分別し、事前に環境事業所と打ち合わせた場所(自宅の玄関前など)に出していただくことになります。
- オートロック付きの集合住宅の場合、収集時にロックを解除していただく必要があります。
- 収集日に不在または収集が不要となる場合は、その旨を事前に環境事業所に連絡してください。
- 緊急連絡先や世帯の状況などに変更があった場合は、速やかに環境事業所へ届け出てください。

利用開始までの流れ

ご利用いただけるかは、現況調査を踏まえて判断します。



連絡先

利用に当たっては、お住まいの地区の環境事業所へお申込みください。

お住まい	部署名	電話番号
中区・東区	中環境事業所	082-241-0779
南区	南環境事業所	082-286-9790
西区	西環境事業所	082-277-6404
安佐南区	安佐南環境事業所	082-848-3320
安佐北区	安佐北環境事業所	082-814-7884
安芸区	安芸環境事業所	082-884-0322
佐伯区	佐伯環境事業所	082-922-9211